

地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定等について

地域密着型（介護予防）サービス事業者については、介護保険法第42条の2第1項及び第54条の2第1項において市町村が指定すると規定されております。

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられております。下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

〔更新〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	指定更新年月日	備考
1	リハビリスタ ジオローラン トデイサービス センター	習志野市 東習志野 2-10-3	社会福祉法 人八千代美 香会	地域密着型 通所介護	令和5年 11月1日	
2	だんらんの家 津田沼	習志野市 大久保 4-11-8	有限会社 アオキドラッ グ	地域密着型 通所介護	令和6年 1月1日	